

## 環境審査顧問会水環境分科会

### 議事録

1. 日 時：平成23年2月16日（水）10：30～11：30
2. 場 所：経済産業省別館8階 827号会議室
3. 出席者  
（顧問）  
日野主査、角湯顧問、清野顧問、中園顧問、能川顧問、村上顧問  
（経済産業省）  
吉田統括環境保全審査官、橘環境審査班長 他
4. 議 題： 東北電力株式会社新仙台火力発電所リプレース計画に係る環境影響評価準備書  
について  
①補足説明資料について  
②環境影響評価準備書に係る審査書（案）について
5. 議事概要  
（1）開会の辞  
（2）配布資料の確認  
（3）東北電力株式会社新仙台火力発電所リプレース計画に係る環境影響評価準備書について、事務局から「環境審査顧問会現地調査における質問事項への回答」及び「補足説明資料」について説明を行った。また、「審査書（案）」について説明を行った後、質疑を行った。  
（4）閉会の辞
6. 質疑内容  
＜補足説明資料について＞  
【顧 問】 動・植物プランクトン及び卵・稚仔の採集方法については、準備書で読み取れなかったために質問したが、この補足説明資料で理解した。  
【顧 問】 取水と放水温度の測定位置であるが、現状では50m沖でしか測定していないのか。普通、発電所では中央制御室等にモニタリング温度が表示されているが、50m沖で測定しているということか。沖合の温度しか測定していないのか。放水路の中にはないのか。  
【経産省】 補足説明資料 P4 の青印に示すように沖合 50mに温度計があるが、これは自

治体との公害防止協定でのモニタリング位置である。他に測定位置があるかについては確認する。

【 顧 問 】 新たに水路の中に設けるということだが、海に放流する前に測定する点を将来は設けるということか。

【 経 産 省 】 そのとおり。

#### < 審査書（案）について >

【 顧 問 】 審査書案 P10 の「水の濁り」に「しゅんせつ範囲は必要最小限とする」との表現があるが、私には余分なところは掘るなどと言っているように聞こえ、少ないという意味にはとれない。審査書では小さい、少ないという意味で使っているような気がするがこれで良いのか。また、審査書案 P11 の「底質」について、グラブしゅんせつ時のみ汚濁防止膜または汚濁防止枠を設置するということだが。

【 経 産 省 】 ポンプしゅんせつ時は濁りが少ないので汚濁防止膜は設置しない。次に、「しゅんせつ範囲は必要最小限とする」についてだが、不必要にしゅんせつ範囲を広げないという趣旨で記載している。

【 顧 問 】 必要量が大きければどうか。「必要最小限」という言葉を他のアセスでも多用しており、前から気になっていた。

【 顧 問 】 浅い場所だけにするとか、もう少し具体的に表現した方が良い。

【 経 産 省 】 取水設備のところのみをしゅんせつするという意味で「必要最小限」としているが、表現の方法について、検討してみる。

【 顧 問 】 前向きにご検討頂きたい。些細なことだが、審査書案 P13 の 2.1.2 海域に生息する動物で、一つ一つの文節、例えば、本文上から 3 行目「コノシロ等が」、その次の行「アラレタマキビ等が」の「が」は全部いらぬのではないか。同じものが審査書案 P15 の 2.2.2 海域に生育する植物にもある。本文 2 行目「ワカメ等が」、3 行目「アカモク等が」の「が」は不要。審査書案 P16 の上から 2 行目「植物プランクトンは、」の「、」も不要。審査書案 P14 の 9 行目「生息環境は周辺海域に広く分布していることから」とあるが、「環境が分布している」は違和感があるので、「周辺海域に広く生息している」というような表現にすべきである。

【 顧 問 】 もう一点、些細なことだが、審査書案 P14 の「底生成物」の「成」は「生」である。また、この地点では負荷量が減って前面海域も環境基準に適合しているので問題ないと思うが、これまでは温排水に混ぜて薄めて流すということで問題にならないケースが多いが、排出量で評価している。大気は、負荷量が現

状の値に対して大きいのか小さいのかという評価をしているので、水質に関しても同様に、前面海域に影響する負荷量を計算するような予測評価がベターだと思う。リプレースと新規とでは扱いが変わるかと思うが、計算は簡単にできるので、ご検討頂きたい。この地点では問題ないと思う。

【経産省】 文章については修正させて頂く。水質の予測評価手法については、今後検討していきたい。

【顧問】 審査書案P14の重要な種について、文献調査でマツカワは確認されたが現地調査では確認されていない。それなのに影響はほとんどないと書いてあり、分かりにくい。いなければいけないではないか。

【経産省】 文献では広い範囲について、現地調査は狭い範囲であり、地形改変をしても現地調査で見つからないのだから影響はほとんどないだろうと判断した。

【顧問】 審査書案P14の最終段落で「底生生物は」の表現は「底生生物に関しては」等としないと日本語としておかしい。

【経産省】 検討する。

【顧問】 今の説明で分かったが、現地調査の範囲は限られており、対象海域あるいは事業海域の現地調査等、言葉を付け加えると分かりやすくなるのではないか。

【経産省】 検討する。

【顧問】 審査書案P13の「流向流速」について、内港側と外港側で海表面の流速が違っているが、これは構造的な違いによるものか。

【経産省】 確認する。

【顧問】 運転開始後の海生生物についてのモニタリングが見あたらないが、これまでのアセスでも行っていないのか。

【顧問】 海生生物のモニタリングは行わないことになっていた。

【経産省】 環境監視のモニタリングは水質だけである。

【顧問】 他にお気づきの点があればメール等で保安院までご意見をお寄せ頂きたい。

【経産省】 今回ご指摘を受けたとおり、審査書特有の言い回しを正確に、かつ日常用語で分かりやすく記述することについては、引き続き整理していきたい。

また、本日午後に予定している自然環境分科会をもって、分科会の審議は終了となるため、火力部会で改めてご審議を頂くことになる。お忙しいところ申し訳ないがよろしく願いたい。日程等は事務局から別途ご連絡差し上げる。

以上